

令和6年第1回沖縄県議会

(2月定例会)

乙号議案説明資料

令和6年第1回沖縄県議会(2月定例会)

提出予定議案一覧表

番号	区分	議案名	部局	頁
乙 1	条例	沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例の一部を改正する条例	知事公室	5
乙 2	条例	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	総務部	6
乙 3	条例	沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	総務部	7
乙 4	条例	東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例	総務部	8
乙 5	条例	沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	総務部	9
乙 6	条例	沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	総務部	10
乙 7	条例	沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	総務部	11
乙 8	条例	沖縄県税条例の一部を改正する条例	総務部	12
乙 9	条例	沖縄県石油価格調整税条例の一部を改正する条例	総務部	13
乙 10	条例	沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	企画部	14
乙 11	条例	住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	企画部	15
乙 12	条例	沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	子ども生活福祉部	16
乙 13	条例	沖縄県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する等の条例	子ども生活福祉部	17
乙 14	条例	沖縄県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	子ども生活福祉部	18
乙 15	条例	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	子ども生活福祉部	19
乙 16	条例	沖縄県安心こども基金条例の一部を改正する条例	子ども生活福祉部	20
乙 17	条例	沖縄県子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例	子ども生活福祉部	21
乙 18	条例	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	子ども生活福祉部	22
乙 19	条例	沖縄県北部地域及び離島等緊急医師確保対策基金条例の一部を改正する条例	保健医療部	23
乙 20	条例	沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	保健医療部	24

提出予定議案一覧表

番号	区分	議案名	部局	頁
乙 21	条例	沖縄県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	農林水産部	25
乙 22	条例	沖縄県漁港管理条例の一部を改正する条例	農林水産部	26
乙 23	条例	沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例	商工労働部	27
乙 24	条例	沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	土木建築部	28
乙 25	条例	沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例	土木建築部	29
乙 26	条例	沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例	土木建築部	30
乙 27	条例	建築基準法施行条例の一部を改正する条例	土木建築部	31
乙 28	条例	沖縄県公立学校情報機器整備基金条例	教育庁	32
乙 29	条例	沖縄県立学校教育施設整備基金条例	教育庁	33
乙 30	条例	沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例	教育庁	34
乙 31	条例	沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	公安委員会	35
乙 32	議決	工事請負契約についての議決内容の一部変更について ((県道20号線(泡瀬工区)橋梁整備工事(上部工その10))	土木建築部	36
乙 33	議決	工事請負契約についての議決内容の一部変更について ((県道20号線(泡瀬工区)橋梁整備工事(上部工P1-P6・北))	土木建築部	37
乙 34	議決	財産の処分について	教育庁	38
乙 35	議決	訴えの提起について	農林水産部	39
乙 36	議決	訴えの提起について	農林水産部	40
乙 37	議決	訴えの提起について	公安委員会	41
乙 38	議決	車両損傷事故に関する和解等について	土木建築部	42
乙 39	議決	車両損傷事故に関する和解等について	土木建築部	43
乙 40	議決	車両損傷事故に関する和解等について	土木建築部	44

提出予定議案一覧表

番号	区分	議案名	部局	頁
乙 41	議決	車両損傷事故に関する和解等について	公安委員会	45
乙 42	議決	包括外部監査契約の締結について	総務部	46
乙 43	承認	専決処分の承認について	総務部	47

提出議案の概要

【知事公室】

【議案名】

乙第1号議案 沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、消防法に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査に関する事務に係る手数料の額を改める等の必要がある。

【議案の概要】

- (1) 貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査の手数料の額を改める。(別表関係)
- (2) 危険物取扱者試験の実施に関する事務の手数料の額を改める。(別表関係)
- (3) 危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施に関する事務の手数料の額を改める。(別表関係)
- (4) 消防設備士試験の実施に関する事務の手数料の額を改める。(別表関係)
- (5) この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、(2)、(3)及び(4)は、同年5月1日から施行する。(附則)

【説明】

○特定屋外タンク貯蔵所に係る手数料 ※消防非常備の12町村では、該当施設なし。
(消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査)

区分		現行金額 (円)	改定後金額 (円)	
設置の許可	浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1,000kl以上5,000kl未満	1,180,000	1,450,000
		5,000kl以上10,000kl未満	1,410,000	1,720,000
		10,000kl以上50,000kl未満	1,590,000	1,920,000
		50,000kl以上100,000kl未満	1,950,000	2,360,000
		100,000kl以上200,000kl未満	2,270,000	2,740,000
		200,000kl以上300,000kl未満	4,550,000	5,640,000
		300,000kl以上400,000kl未満	5,820,000	7,240,000
		400,000kl以上	7,070,000	8,790,000

○危険物取扱者試験、危険物の取扱作業の保安に関する講習及び消防設備士試験に係る手数料
(消防法第13条の3第3項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施)

区分		現行金額 (円)	改定後金額 (円)	
試験事務	危険物取扱者試験	甲種	6,600	7,200
		乙種	4,600	5,300
		丙種	3,700	4,200

(消防法第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習に関する事務)

区分		現行金額 (円)	改定後金額 (円)
講習事務	危険物の取扱作業の保安に関する講習	4,700	5,300

(消防法第17条の8第3項の規定に基づく消防設備士試験の実施)

区分		現行金額 (円)	改定後金額 (円)	
試験事務	消防設備士試験	甲種	5,700	6,600
		乙種	3,800	4,400

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第2号議案 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

【議案提出の理由】

地方自治法の一部が改正されたことに伴い、関係条例の規定を整理する必要がある。

【議案の概要】

- (1) 次に掲げる条例について、地方自治法の一部が改正されたことに伴い規定を整理する。＜第1条から第3条まで＞
 - ア 沖縄県監査委員条例（昭和47年沖縄県条例第8号）
 - イ 沖縄県公営企業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第30号）
 - ウ 沖縄県病院事業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第35号）
 - エ 沖縄県流域下水道事業の設置等に関する条例（令和2年沖縄県条例第4号）
 - オ 沖縄県知事等又は職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和3年沖縄県条例第36号）
- (2) この条例は、令和6年4月1日から施行する。（附則）

【説明】

（沖縄県監査委員条例の一部改正）

第1条 沖縄県監査委員条例（昭和47年沖縄県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

（沖縄県公営企業の設置等に関する条例等の一部改正）

第2条 次に掲げる条例の規定中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

- (1) 沖縄県公営企業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第30号）第7条
- (2) 沖縄県病院事業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第35号）第7条
- (3) 沖縄県流域下水道事業の設置等に関する条例（令和2年沖縄県条例第4号）第6条

（沖縄県知事等又は職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正）

第3条 沖縄県知事等又は職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和3年沖縄県条例第36号）の一部を次のように改正する。

本則中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「地方自治法第243条の2の2第3項」を「同法第243条の2の8第3項」に改め、本則第1号中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改め、本則第2号中「第173条第1項第2号」を「第173条の4第1項第2号」に改める。

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第3号議案 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

社会経済情勢の変化や業務内容の特殊性等を勘案し、防疫等作業手当の支給要件及び支給額を改める等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 防疫等作業手当の支給要件及び支給額を改める。
- 2 国の法律改正に伴い、社会福祉手当に係る規定を整備する。
- 3 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

【説明】

○ 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(案)の概要

社会経済情勢の変化や業務内容の特殊性等を勘案し、職員に支給する防疫等作業手当の支給要件及び支給額等を改めるとともに、国の法律改正に伴い、社会福祉手当に係る規定を整備する。

改正概要

○ 1類及び2類感染症に関する防疫等作業手当

1類及び2類感染症の病原体に汚染されている区域において、人事委員会規則で別途定める作業に従事した場合の防疫等作業手当の支給要件及び支給額を改める。

現行 290円 ※ 1類及び2類感染症の病原体に汚染されている区域において行う作業

新設 580円 ※ 1類及び2類感染症の病原体に汚染されている区域において、

人事委員会規則で別途定める作業に従事した場合

(一日当たり)

○ 社会福祉手当

売春防止法を根拠として都道府県が設置してきた婦人相談所(女性相談所)が、令和6年4月1日から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を根拠として設置することとなるため、社会福祉手当で規定している「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第4号議案 東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

社会経済情勢の変化や業務内容の特殊性等を勘案し、特定新型インフルエンザ等から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業に従事した職員に対し、特殊勤務手当を支給できるようにする等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当の特例を廃止する。
- 2 特定新型インフルエンザ等から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る防疫等作業手当の特例を定める。
- 3 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

【説明】

○沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例(案)の概要

社会経済情勢の変化や業務内容の特殊性等を勘案し、職員に支給する防疫等作業手当の特例の支給要件及び支給額を改める。

改正概要

1 新型コロナウイルス感染症に関する特例

新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業について、国及び他の都道府県の状況並びに本県における感染対策等を勘案し、令和6年3月31日で同感染症に関する手当の支給を終了するため、規定を廃止する。

2 特定新型インフルエンザ等に関する特例

特定新型インフルエンザ等から県民の生命及び健康を保護するために行われる作業について、国の規則改正等を踏まえ、本県においても同作業に係る防疫等作業手当(日額4,000円以内)を定める。

※ 特定新型インフルエンザ等とは、感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、感染症法第六条第八項に規定する指定感染症及び感染症法第六条第九項に規定する新感染症(全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第5号議案 沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

一般職に属する常勤の職員との権衡を考慮し、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を引き上げるとともに、地方自治法の一部が改正されたことを踏まえ、会計年度任用職員に勤勉手当を支給する必要がある。

【議案の概要】

- 1 会計年度任用職員の給与について、期末手当の支給割合を引き上げる。
- 2 令和6年度から勤勉手当を支給するため、規定の整備を行う。
- 3 その他所要の改正を行う。
- 4 この条例は公布の日から施行し、一部の規定は令和6年4月1日から施行する。なお、期末手当の改定は令和5年12月1日から適用する。

【説明】

- 1 一般職に属する常勤の職員との権衡を考慮した改正
期末手当：年間の支給月数0.05月分引上げ。（年2.55月分→年2.60月分）
- 2 地方自治法の改正を踏まえた改正
勤勉手当：令和6年度から勤勉手当を支給する。
（期末・勤勉手当の支給月数年4.50月分）
- 3 その他所要の改正
題名を「沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」に改める。
- 4 施行期日：公布の日
（1については令和5年12月1日から適用し、2及び3は令和6年4月1日から施行する。）

令和5年度(給与改定前)

	6月期	12月期	計
期末	1.275月	1.275月	2.55月
勤勉	-	-	-
合計	1.275月	1.275月	2.55月

令和5年度(12月期末手当0.05引上げ)

	6月期	12月期	計
期末	1.275月	1.325月	2.60月
勤勉	-	-	-
合計	1.275月	1.325月	2.60月

令和6年度以降(勤勉手当支給)

	6月期	12月期	計
期末	1.225月	1.225月	2.45月
勤勉	1.025月	1.025月	2.05月
合計	2.250月	2.250月	4.50月

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第6号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

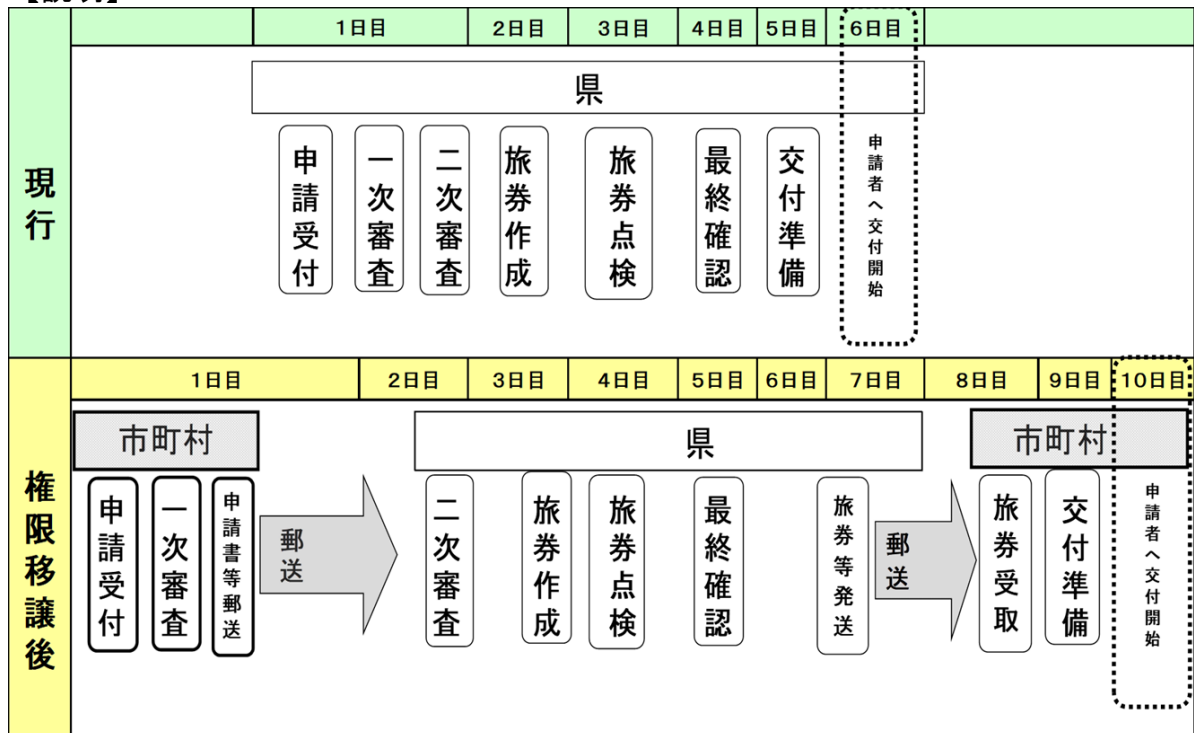
【議案提出の理由】

旅券法に基づく知事の権限に属する事務の一部を、権限移譲の協議が調った糸満市が処理することとする必要がある。

【議案の概要】

- (1) 旅券法に基づく知事の権限に属する事務の一部について、権限移譲の協議が調った市町村に移譲することとする。（糸満市を追加）
- (2) この条例は、令和6年7月1日から施行する。

【説明】



提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第7号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

工業技術センター及び工芸振興センターの機器に係る使用料及び手数料の規定を整備するほか、家畜に注射するワクチンの種類を追加することに伴い、その手数料の徴収根拠を定める等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 工業技術センター及び工芸振興センターの機器に係る使用料及び手数料の規定を整備する。
- 2 衛生環境研究所における生物同定試験に係る手数料について、額を改める。
- 3 家畜の注射又は薬浴の手数料について、牛異常産4種混合ワクチンを追加することに伴い、その手数料の徴収根拠を定める。
- 4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部が改正されたことに伴い、規定を整理する。
- 5 その他所要の改正を行う。
- 6 この条例は、令和6年4月1日より施行する。

【説明】

- 1・2 工業技術センター、工芸振興センターの使用料及び手数料について、条例では主要な事項（区分、単位、金額の上限等）を規定し、その他金額等の規定については規則へ委任することにより、弾力的な運用を図る。

現行				改正後			
名称	区分	単位	金額	区分	単位	金額	
工業技術センター使用料	TOC分析装置	1時間につき	990円	濃縮機器、乾燥機器及び加熱機器 役割、目的、原理等が類似する機器で区分	1時間につき	3,330円以内 で知事が規則で定める額	→
	分光光度計	同	310円				
~~~~~				~~~~~			
	精密万能試験機	同	1,990円	攪拌機器、粉碎機器及び混合機器	1時間につき	2,580円以内	
	精密引張試験機	同	1,990円	その他機器	1時間につき	1,800円以内 で知事が規則で定める額	
	ICP発光分光分析装置	同	4,270円				

## 3・4 手数料の改正・新設

手数料の名称	内容	現行	改正後
生物同定試験	生物同定試験の手数料について額を改める。	2,700円	4,050円
牛異常産4種混合	牛異常産4種混合ワクチン接種の徴収根拠を定める。	-	2,000円

## 提出議案の概要

【総務部】

### 【議案名】

乙第8号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例

### 【議案提出の理由】

地方自治法の一部が改正され、公金事務の私人への委託に関する制度が見直されたことに伴い、条例の規定を整理する必要がある。

### 【議案の概要】

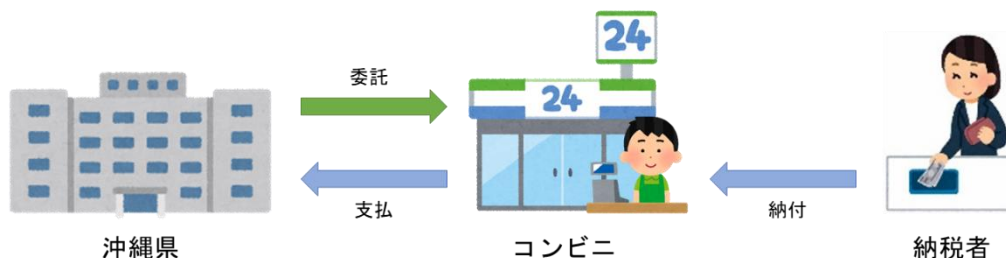
- 1 公金事務の私人への委託に関する制度が見直されたことに伴い、規定を整理する。
- 2 その他所要の改正を行う。
- 3 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定める。

### 【説明】

- 県税に係る徴収金の収納事務について私人委託を行う根拠条文

現行	改正案
現行の私人委託制度 ( <u>地方自治法施行令第158条の2</u> )	指定公金事務取扱者制度 ( <u>地方自治法第243条の2</u> )

- 県税に係る徴収金の収納事務を私人に委託している例（コンビニ）



# 提出議案の概要

【総務部】

## 【議案名】

乙第9号議案 沖縄県石油価格調整税条例の一部を改正する条例

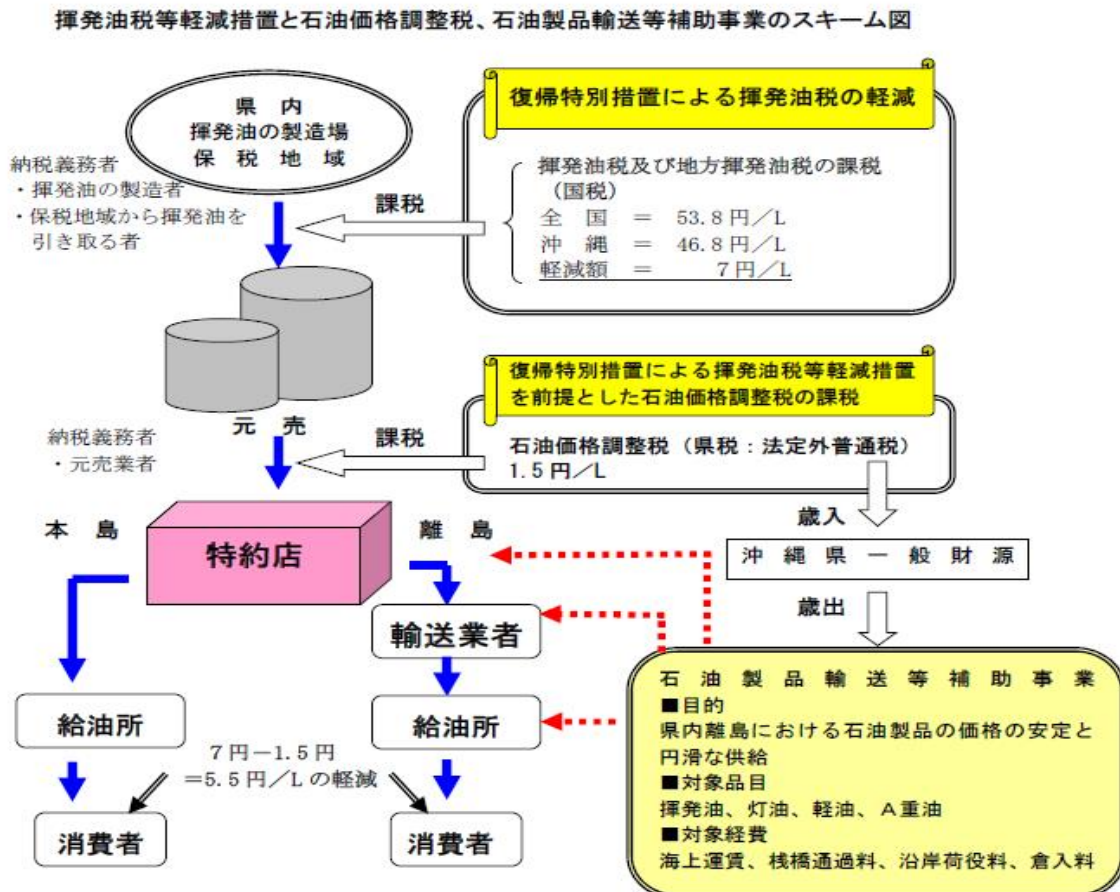
## 【議案提出の理由】

県内における石油製品の価格の調整及び安定的供給を図るため、条例の有効期限を令和9年3月31日まで延長し、引き続き石油価格調整税を課する等の必要がある。

## 【議案の概要】

- 1 条例の有効期限を令和9年3月31日まで延長し、引き続き石油価格調整税を課する。
- 2 その他所要の改正を行う。
- 3 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 【説明】



令和6年2月中旬 沖縄県石油価格調整税条例提案(先議案件)

3月上旬 (条例可決後)総務大臣へ「法定外普通税変更協議書」提出

3月下旬 総務大臣同意

4月1日 沖縄県石油価格調整税条例施行

## 提出議案の概要

【企画部】

### 【議案名】

乙第 10 号議案 沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

### 【議案提出の理由】

個人番号を必要な限度で利用することができる事務に生活保護法の規定に準じて外国人に対し行う被保護者健康管理支援事業に関する事務を加える等の必要がある。

### 【議案の概要】

- 1 生活保護法の規定に準じて外国人に対し行う被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務を、個人番号を利用することができる事務として追加する。
- 2 知事は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報を同一機関内で利用することができることとする。
- 3 その他所要の改正を行う。
- 4 条例の施行期日：この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、一部の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行の日から施行する。

### 【説明】

沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 R5 年度改正内容

#### 1 独自利用事務の追加（生活保護に準じた外国人に対する保護関係）

##### 【条例改正内容】

生活保護法に準じて保護を受ける外国人に対して行う被保護者健康管理支援事業を実施するため、条例別表第 1 の 3 の項に「被保護者健康管理支援事業の実施」を追加

##### 【条例改正の理由】

番号法別表第一 15 の項（生活保護法による保護の決定及び実施等）において、生活保護法に基づく保護の受給者に対する、個人番号を利用した被保護者健康管理支援事業の実施が可能となった（令和 3 年 6 月 11 日改正。ただし、運用開始は令和 6 年 4 月 1 日から）。

##### 【施行時期】

令和 6 年 4 月 1 日から施行

#### 2. 3 その他所要の改正（法改正への対応）

##### 【条例改正内容】

知事は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報を同一機関内で利用することができることとする。

その他所要の改正を行う。

##### 【条例改正の理由】

令和 5 年 6 月 9 日公布の法改正（公布日から 1 年 3 月を超えない範囲で政令で定める日から施行）により、これまで法別表第 2 で規定していた、個人番号を利用した情報連携が可能な事務及び特定個人情報が、主務省令で規定されることとなった。

それに伴い、法別表第 2 が削除されることとなった。

##### 【施行時期】

法改正の施行日（改正法公布日から 1 年 3 月を超えない範囲で政令で定める日）から施行

# 提出議案の概要

【企画部】

## 【議案名】

乙第 11 号議案 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

## 【議案提出の理由】

住民基本台帳法の一部が改正されたことに伴い、戸籍の附票に記載されている氏名、住所等の附票本人確認情報の開示に要する費用の徴収根拠を定める等の必要がある。

## 【議案の概要】

- 1 附票本人確認情報の開示に要する費用の徴収根拠を定める。(第 2 条)
- 2 沖縄県本人確認情報保護審議会に附票本人確認情報の保護に関する調査審議事項を担任させる。(第 3 条)
- 3 この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第 1 条第 10 号に掲げる規定の施行の日から施行する。(附則第 1 項)
- 4 この条例の施行に関し、必要な調整規定を定める。(附則第 2 項)

## 【説明】

### ■住民基本台帳法の一部改正

附票本人確認情報の処理等に関する事項の追加



### ■住民基本台帳法施行条例の一部改正

法改正に伴い、情報開示に要する費用負担及び審議会について、附票本人確認情報に係る根拠条文を追加

条例第 2 条 (費用負担)	条例第 3 条 (名称)
住基法の規定による情報開示を受ける者は、開示に要する費用を負担しなければならない。 《根拠条文》 ①本人確認情報の開示 (法第 30 条の 32 第 2 項) ②附票本人確認情報の開示 ※追加 (法第 30 条の 44 の 13)	住基法に規定する審議会の名称は、沖縄県本人確認情報保護審議会とする。 《根拠条文》 ①本人確認情報の保護 (法第 30 条の 40 第 1 項) ②附票本人確認情報の保護 ※追加 (法第 30 条の 44 の 13)

※県は、住民基本台帳ネットワークシステム(住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステム)において本人確認情報・附票本人確認情報を保有。

【本人確認情報】住民票に記載のある 4 情報(氏名、住所、生年月日、性別)、住民票コード、マイナンバー及びこれらの変更情報

【附票本人確認情報】戸籍の附票に記載のある 4 情報、住民票コード及びこれらの変更情報

# 提出議案の概要

【子ども生活福祉部】

## 【議案名】

乙第 12 号議案 沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

## 【議案提出の理由】

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことに伴い、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を改める等の必要がある。

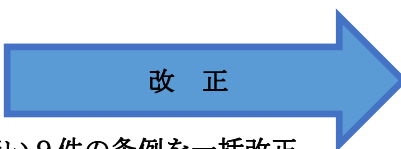
## 【議案の概要】

- 1 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことに伴い、次の条例について、人員、設備及び運営に関する基準等を改める。
  - (1) 沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年沖縄県条例第 79 号）
  - (2) 沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年沖縄県条例第 80 号）
  - (3) 沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年沖縄県条例第 81 号）
  - (4) 沖縄県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年沖縄県条例第 82 号）
  - (5) 沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成 24 年沖縄県条例第 83 号）
  - (6) 沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年沖縄県条例第 23 号）
  - (7) 沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 25 年沖縄県条例第 24 号）
  - (8) 沖縄県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成 30 年沖縄県条例第 12 号）
  - (9) 沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和 3 年沖縄県条例第 6 号）
- 2 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、1(6)及び(7)の一部については、同年 6 月 1 日から施行する。（附則第 1 項）
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定める。（附則第 2 項から第 6 項まで）

## 【説明】

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正（省令）

【R6. 4. 1 施行】



基準省令改正に伴い 9 件の条例を一括改正

（主な改正概要）

- ・医療・介護連携による医療ニーズの高い方や看取りへの対応
- ・感染症や災害への対応
- ・介護ロボット・ICT 等の活用によるサービスの質の確保と業務負担の軽減 等

（経過措置）

実施に一定期間要すると考えられる改正事項は 1～3 年の経過措置を設ける。

沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等（本条例）

【R6. 4. 1 施行】



# 提出議案の概要

【子ども生活福祉部】

## 【議案名】

乙第 13 号議案 沖縄県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する等の条例

## 【議案提出の理由】

介護保険法の一部が改正され、介護療養型医療施設が廃止されることに伴い、関係条例の規定を整理する等の必要がある。

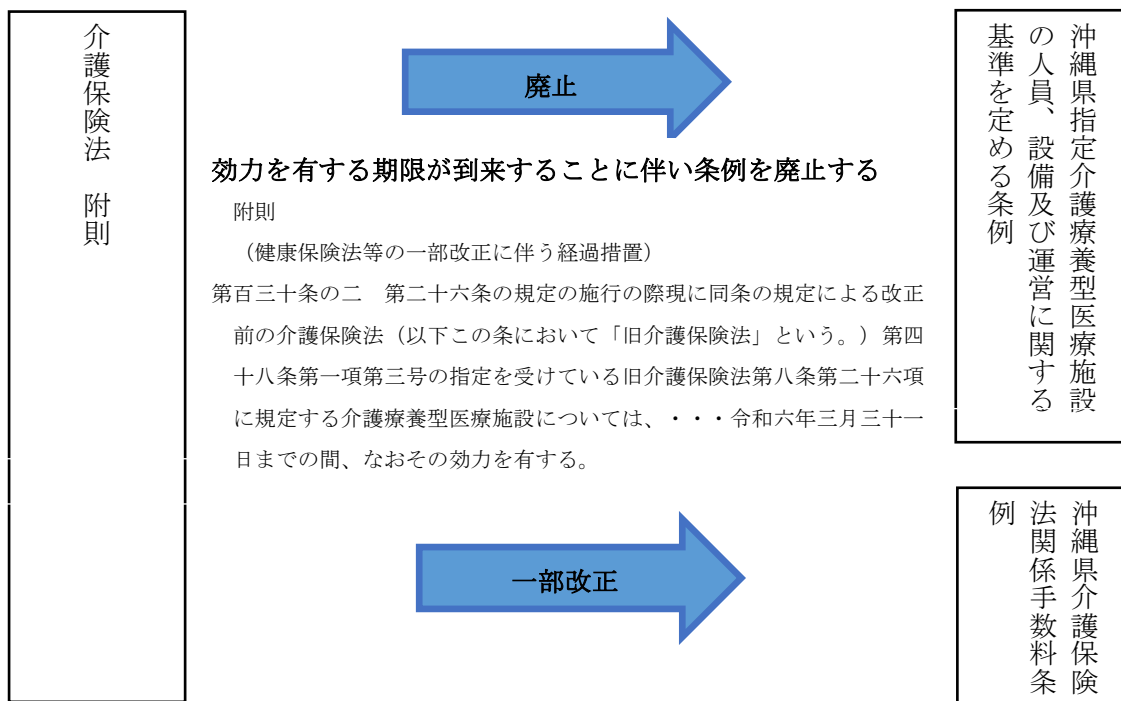
## 【議案の概要】

- 1 沖縄県介護保険法関係手数料条例（平成 18 年沖縄県条例第 34 号）の一部を次のように改正する。  
指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料を廃止する。（別表関係）
- 2 沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年沖縄県条例第 84 号）は、廃止する。
- 3 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。（附則）

## 【説明】

健康保険法等の一部を改正する法律により介護保険法の一部が改正され、介護療養型医療施設が廃止されることとなった。この法律の施行の際に介護保険施設として指定を受けている指定介護療養型医療施設については、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、改正前の介護保険法等の規定は平成 30 年 3 月 31 日まで効力を有するとされた。さらに地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、その期間が令和 6 年 3 月 31 日まで延長された。今般、延長の期限が到来することから沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する。

沖縄県介護保険法関係手数料条例の一部改正する。



# 提出議案の概要

【子ども生活福祉部】

## 【議案名】

乙第 14 号議案 沖縄県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

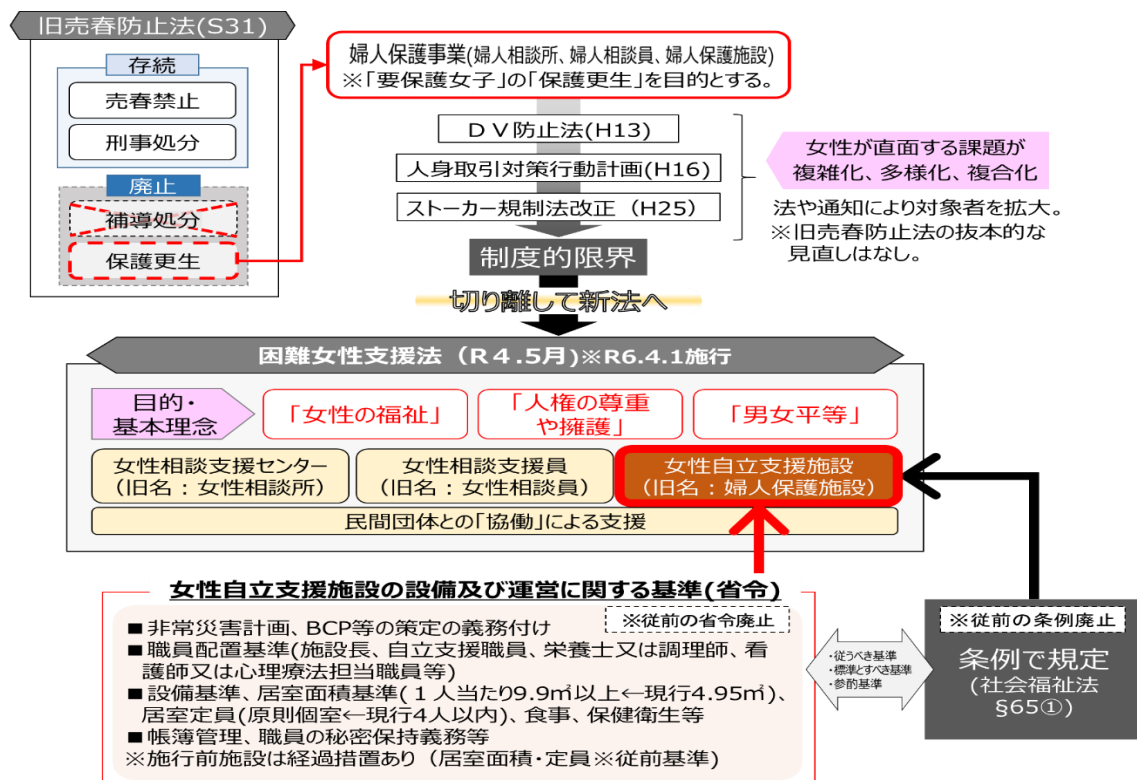
## 【議案提出の理由】

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定により社会福祉法の一部が改正されたことに伴い、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める等の必要がある。

## 【議案の概要】

- 1 この条例の趣旨について定める。(第 1 条)
- 2 用語の定義について定める。(第 2 条)
- 3 基本方針について定める。(第 3 条)
- 4 女性自立支援施設の設備及び運営について定める。(第 4 条から第 20 条まで)
- 5 規則への委任について定める。(第 21 条)
- 6 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。(附則第 1 項)
- 7 沖縄県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年沖縄県条例第 86 号)を廃止する。(附則第 2 項)
- 8 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定める(附則第 3 項)

## 【説明】



## 提出議案の概要

【子ども生活福祉部】

### 【議案名】

乙第15号議案 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

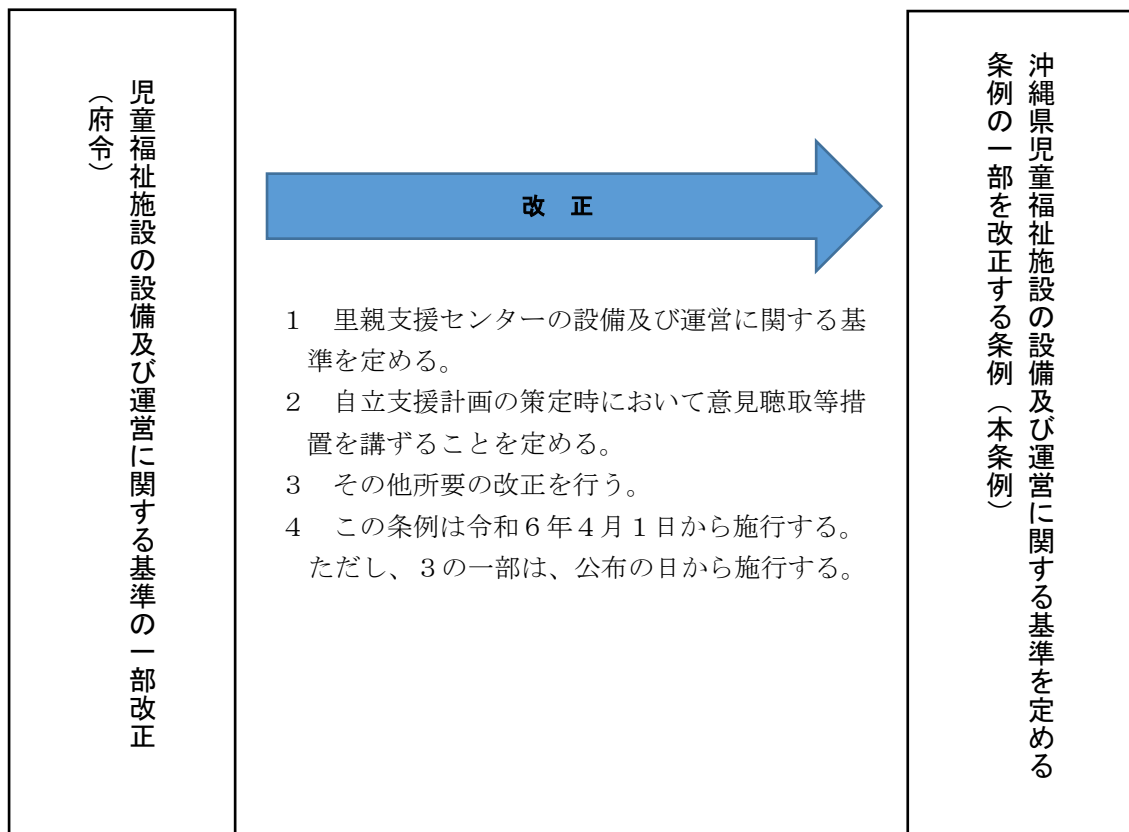
### 【議案提出の理由】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を改める等の必要がある。

### 【議案の概要】

- 1 里親支援センターの設備及び運営に関する基準を定める。
- 2 自立支援計画の策定時において意見聴取等措置を講ずることを定める。
- 3 その他所要の改正を行う。
- 4 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、3の一部は、公布の日から施行する。

### 【説明】



## 提出議案の概要

【子ども生活福祉部】

### 【議案名】

乙第 16 号議案 沖縄県安心こども基金条例の一部を改正する条例

### 【議案提出の理由】



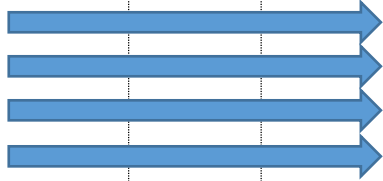
子どもを安心して育てることができる体制を整備するための事業を実施するため、基金の設置期間を延長する等の必要がある。

### 【議案の概要】

- 1 基金の設置期間を延長する。
- 2 基金の処分の特例を定める。
- 3 この条例は、公布の日から施行する。

### 【説明】

- 1 県は、子どもを安心して育てることができる体制を整備するため、国が交付した子育て支援対策臨時特例交付金（以下「特例交付金」という。）を活用し、平成 21 年 3 月に沖縄県安心こども基金を設置して、保育所等の新設や増改築等による保育環境を整備する事業等を実施してきたほか、幼児教育・保育の無償化に係る事業等を実施している。
- 2 特例交付金を活用する事業の実施期限は、一部を除き、令和 5 年度末までとされていたところ、今般、国は、令和 4 年改正児童福祉法に基づく 4 事業（こどもの権利擁護環境整備事業、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業及び妊産婦等生活援助事業）を特例交付金を活用する事業に追加し、当該事業は、令和 12 年 3 月 31 日まで実施できることとなった。
- 3 安心こども基金の一部の事業の実施期限が現行条例の失効期限を超えるため、基金の設置期間を延長する。（令和 6 年 3 月 31 日→令和 12 年 3 月 31 日）

安心こども基金特別対策事業	～R4	R5	R6	～	R11
不妊に悩む方への特定治療支援事業 （不妊治療の保険適用への円滑な移行支援分） 等					
母子保健・児童福祉一体的相談支援 機関整備事業					
・ こどもの権利擁護環境整備事業 ・ 親子再統合支援事業 ・ 社会的養護自立支援拠点事業 ・ 妊産婦等生活援助事業					

# 提出議案の概要

【子ども生活福祉部】

## 【議案名】

乙第17号 沖縄県子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例

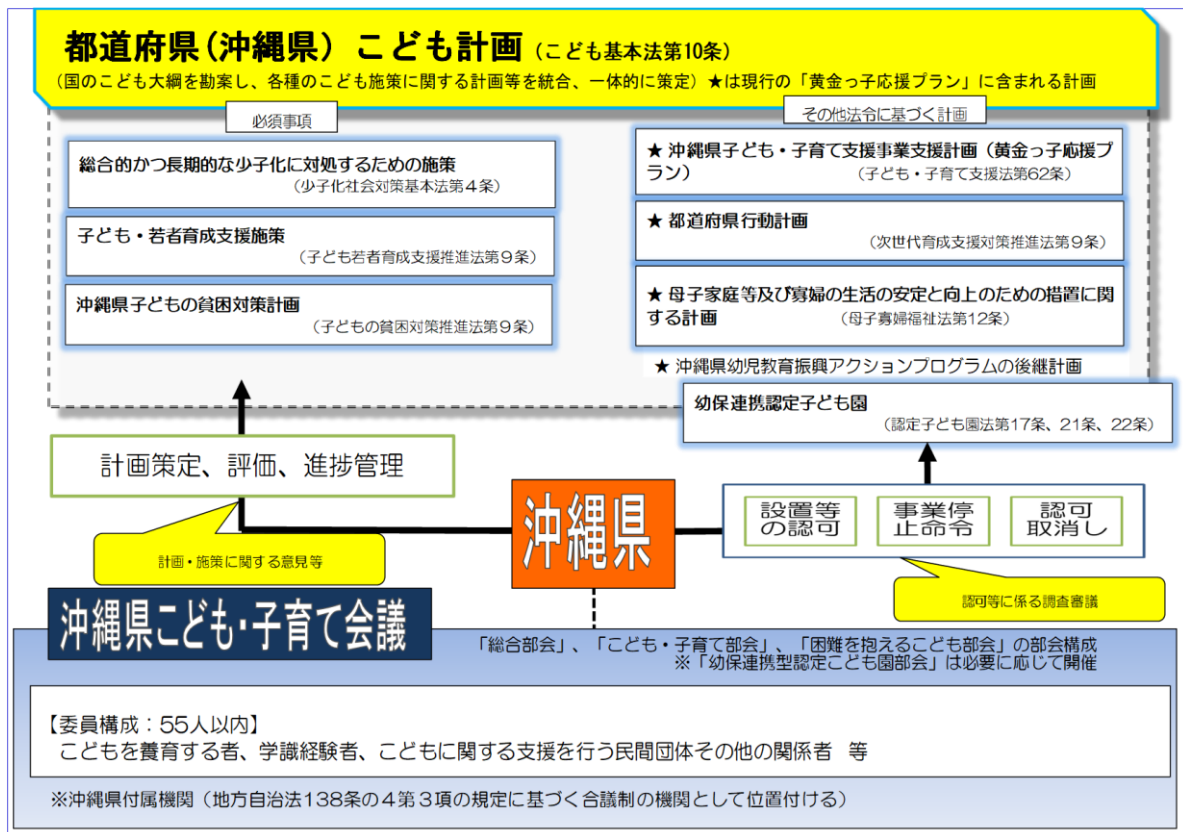
## 【議案提出の理由】

こども基本法が施行されたことを踏まえ、沖縄県子ども・子育て会議の担任する事務にこども施策についての計画に関する事項を加える等の必要がある。

## 【議案の概要】

- 1 題名を「沖縄県子ども・子育て会議設置条例」に改める。
- 2 附属機関の名称を改める。
- 3 沖縄県子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の設置について改める。
- 4 会議が担任する事務について改める。
- 5 会議の組織について改める。
- 6 会議の部会について改める。
- 7 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 8 この条例の施行に伴い、沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年沖縄県条例第49号）の一部を改正する。

## 【説明】



# 提出議案の概要

【子ども生活福祉部】

## 【議案名】

乙第 18 号議案 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

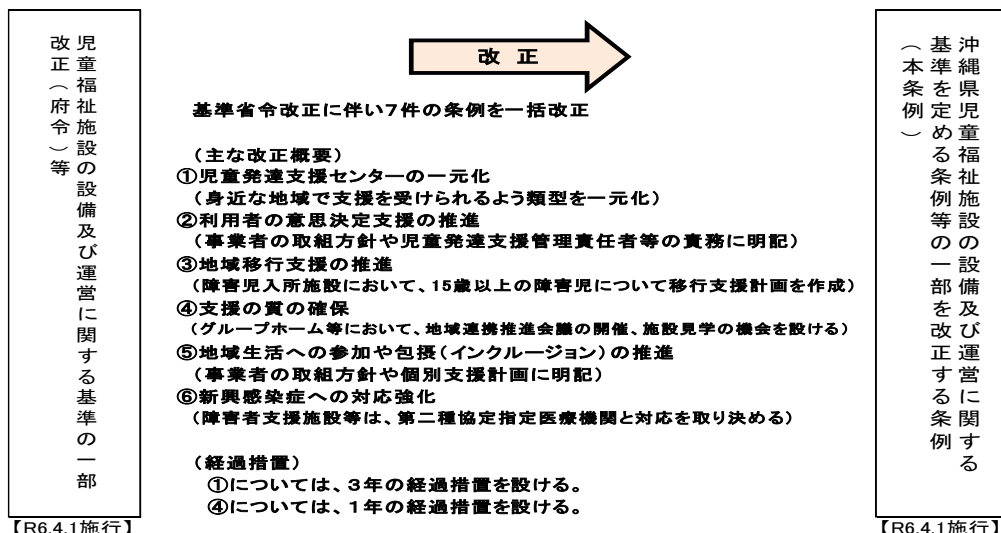
## 【議案提出の理由】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことに伴い、児童福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を改める等の必要がある。

## 【議案の概要】

- 1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の関係省令の一部が改正されたことに伴い、次に掲げる条例について人員、設備及び運営に関する基準を改める。
  - (1) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年沖縄県条例第 85 号)
  - (2) 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 25 年沖縄県条例第 27 号)
  - (3) 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 25 年沖縄県条例第 28 号)
  - (4) 沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 25 年沖縄県条例第 29 号)
  - (5) 沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 25 年沖縄県条例第 30 号)
  - (6) 沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 25 年沖縄県条例第 31 号)
  - (7) 沖縄県障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 25 年沖縄県条例第 32 号)
- 2 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定める。

## 【説明】



# 提出議案の概要

【保健医療部】

## 【議案名】

乙第 19 号議案 沖縄県北部地域及び離島等緊急医師確保対策基金条例の一部を改正する条例

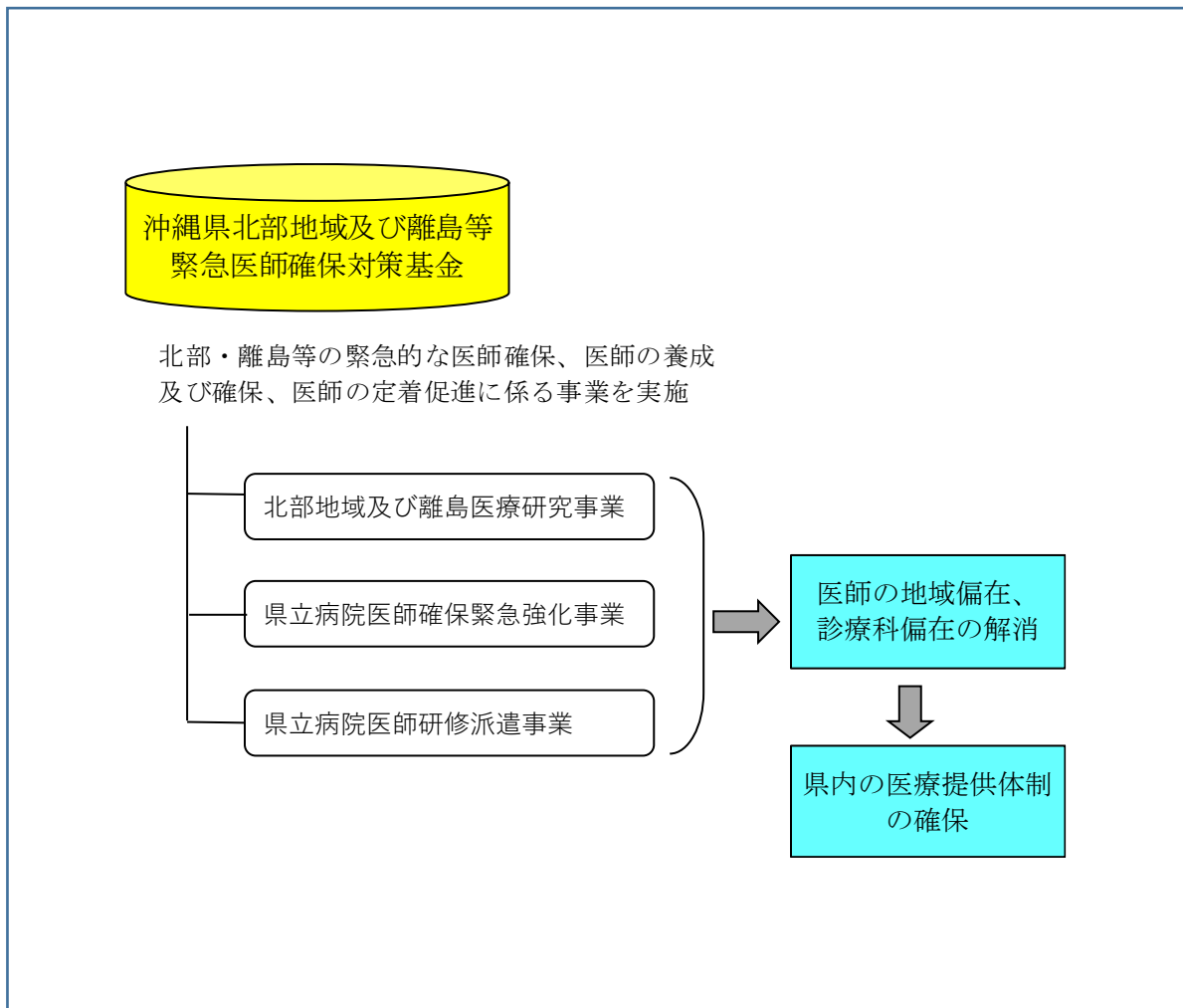
## 【議案提出の理由】

北部地域及び離島等における医師の確保を目的とする事業を引き続き実施するため、基金の設置期間を延長する必要がある。

## 【議案の概要】

(1) 基金の設置期間を延長する。

## 【説明】



# 提出議案の概要

【保健医療部】

## 【議案名】

乙第 20 号議案 沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

## 【議案提出の理由】

沖縄県後期高齢者医療広域連合に対する保険料率の増加の抑制を図るための交付金の交付を行うに当たり、基金の処分の特例に関する事項を定める必要がある。

## 【議案の概要】

- 1 基金の処分の特例を定める。
- 2 この条例は、公布の日から施行する。

## 【説明】

